

目 次

第10回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第10回大宜味村議会臨時会会議録（11月30日）	3
第10回大宜味村議会臨時会会議録（12月1日）	7

第10回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和62年11月30日

会期 2日間

閉会 昭和62年12月1日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
11月30日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第70号～議案第74号 提案説明
12月1日	火	本会議	午前10時	意見案第2号 提案説明 議案第70号～議案第74号質疑、討論、採決 議案第71号、議案第73号、議案第74号の訂正

第10回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和62年11月30日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和62年11月30日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年11月30日 午後4時18分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 総 務 課 長 稲 福 幸 三 君
助 役 古我知 清 君 経 済 建 設 課 長 平 良 晋 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第70号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4号 議案第71号 大宜味村林野条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第72号 大宜味村村有林野払下げ条例の一部を改正する条例

日程第6号 議案第73号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について

日程第7号 議案第74号 村有林野の貸付について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和62年大宜味村議会第10回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において11番照屋保君、12番金城隆好君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は12月1日までの2日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前11時55分）

再 開（午後1時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第70号から日程第7 議案第74号までを一括議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第70号、今回の補正は歳出だけの補正となっております、予備費から5,126千円充当いたしております。

（朗読して説明に代える。）

なお、細部につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第71号、現行の条例につきまして制度的に改める必要があるということで提案しているわけです。内容につきましては説明員から説明いたさせますのでよろしく願いいたします。

議案第72号、この条例につきましても制度的に問題がございませんので提案いたしましてご審議を願うことにいたしましたわけです。

議案第73号、字名、林班、小班、面積等の変更がございますので提案いたしているわけです。内容につきましては説明員から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第74号、ご案内のとおりでございますが、村有林野をゴルフ場として使用することによりまして、本村の観光産業の振興と地域活性化を促進したいということで助けをしたいというふうな考え方を持って提案しているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時16分）

再 開（午後4時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時18分）

第10回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和62年12月1日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和62年12月1日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年12月1日 午後7時26分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 総 務 課 長 稲 福 幸 三 君
助 役 古我知 清 君 経 済 建 設 課 長 平 良 晋 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 意見案第2号 パインアップル缶詰・果汁の輸入自由化阻止に関する意見書

日程第2号 議案第70号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3号 議案第71号 大宜味村林野条例の一部を改正する条例

日程第4号 議案第72号 大宜味村村有林払下げ条例の一部を改正する条例

日程第5号 議案第73号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について

日程第6号 議案第74号 村有林野の貸付について

日程第7号 議案第71号、議案第73号及び議案第74号の訂正

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 意見案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑及び会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会の付託は省略することに決しました。

これより意見案第2号 パインアップル缶詰・果汁の輸入自由化阻止に関する意見書について採択いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第70号から日程第6 議案第74号までを一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時02分）

再 開（午前10時34分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

11月30日村長から提出された議案第71号、議案第73号及び議案第74号について本日づけをもって訂正したい旨の申し出があります。

この際訂正の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第7 議案第71号、議案第73号及び議案第74号 訂正の件を議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

- 村長（新城繁正君） 度々このようなことで大変ご迷惑をかけていることにつきまして

は重々お詫びを申し上げたいと思います。

議案第71号中第24条の「30年」を「20年」に訂正したいと思います。

議案第73号中、田港23林班トの一部とありましたがトに訂正いたしたいと思います。

それから議案第74号につきましては最も基本的なミスでございまして、大宜味村村有林野
払下げ条例第23条と説明申し上げましたが、大宜味村林野条例第23条に訂正したいと思います。

それと記の中の地積と貸地料㎡を平方メートルに訂正したいと思います。手違いがありましたことにつきましては十分お詫び申し上げたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第71号、議案第73号及び議案第74号 訂正の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、議案第73号及び議案第74号 訂正の件については、これを承認することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時39分）

再 開（午後3時01分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第70号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（平良森雄君） 時間外手当は国体に関係したものであるということですが、国体に参加した皆さんはボランティア精神でやってきたと思います。そういう中でその支出に対する疑問が投げられているわけですが、どうしてそういう支出がなされなければならなかったのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 職員に対してもボランティアでやって欲しいというのが我々の考え方でありました。ところが組合としての要求として手当を支給して欲しいという要望が生まれて、そして内部的に検討して職員の分担が指揮するところに殆んど配置されておりまして、だから職員が休日に勤務しないということになったら国体の運営が殆んど難かしいということで、長としては組合の要求をのんで手当を支給しましょうと合意をしてそのような結果になったということです。

○ 13番（平良森雄君） 今の答弁からしますと国体の運営上そうせざるを得なかったと解

積されるわけですが、口約束だけでは時間外手当を支給しましょよという事になると
思うわけですね。根拠をお伺いします。

○ **村長（新城繁正君）** 組合にも主張がありますので、運営要綱と主張が合致すれば問題は出ないわけですが、式典に日の丸や君が代の斉唱などがからんでおりまして、これについてのめないという議論があったわけです。しかし実行委員会としては要綱に従う他はないということがかみ合わなかったわけです。それで組合としては休日についての勤務はできないとなってきたわけです。それで実行委員会としては要綱に従ってやるという判断に立ちまして、それで長は権限を行使して勤務を命ずるということを発表して職員がそれに服したという形になったわけです。それで命令を発表した以上は条例に基づいてその労働に対する保償はしなければなりませんので、手当は当然つきますということになったわけです。

○ **議長（玉城一昌君）** 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第71号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ **3番（松島重克君）** 質疑の前に苦言を呈したいと思います。最近の執行部の議案の提出に当たってどういう検討を加えて出させているのか非常に疑問に思うわけです。告示の日に議案が配布されて我々も多少は勉強してくるわけですが、開会当日になって差し替えがあるものですから戸惑うわけです。こういう議案の出し方は今回限りにしてもらいたいと思います。

この71号議案においておかしいと感じるのは何故現時点で一部改正案が出てきたのか。その辺からお伺いしたいと思います。

○ **村長（新城繁正君）** 林野条例につきましては琉球政府時代の内容になっておりまして、中味の大まかなものについては森林法の規定にあるようです。審議をできるだけすっきりした形でやっていただくという考えの基に提案いたしているわけです。

○ **3番（松島重克君）** この林野条例の内容が現行にそぐわないということは従来いやという程知らされているわけです。それは執行部も同じだと思います。にもかかわらず現在までそれで押し通して来られているわけです。当局に本当にそういう気持ちがあるならば復帰直後から適用されている森林法でありますので改正するのはいくらでも可能であったはずですが。だから今回改正しなければいけないというのは、はっきりしたものが他にあっていいですか。

○ **村長（新城繁正君）** これは正直に申し上げてこれから審議していただく議案と関連があるということです。

○ **3番（松島重克君）** 特に改正しなければならない関連のあるのは74号議案であろうと思います。私がこの改正案を見た場合に果たしてこれが妥当かどうか疑問が多いわけです。まだまだ現行に合わないものが他にある。差し当たって74号議案との関連か所を改正しようということのようにしか受け取れないわけです。こういう改正のやり方はまずいやり方だと思いますよ。やるなら全面改正するか本当に現行に合った条例を制定すべきでしょう。現在必要のところだけを手直しするとなると何回か手直ししなければならない状態になろうかと思っています。

そこで5条の改正になると議会の意見を聞かなくてもいいということになるわけですね。何故議会の意見を聞かなくてもいいとなるのかお伺いします。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 5条関係につきましては以前の森林法8条の中で議会の意見を聞くと明記されていました。今回の森林法の中では10条の87項で公表の中でいいという形になりまして、そういう法律に基づいて公表でそして知事の許可を受けるということになります。

○ **3番（松島重克君）** 法律に基づいてということではありますが、法律には議会の意見を聞かなくてもいいという規定があるわけですか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 法律の中には聞くとか聞かないとかはありません。

○ **3番（松島重克君）** そうでしょう。法律の中には聞きなさいとか聞いてはいけないということはないわけです。そこで条例とは何かということです。条例とは法律に抵触しない範囲内で具体的に市町村の行政をスムーズに行うために設けるものである。それからすると執行部の意思で議会の意見を聞くこともできるし、聞かないようにしようということもできるわけです。

現在の本村の森林関係に関してごたごたが余りにも多すぎるわけです。現在の状況からしますとやはり議会の意見も聞いて、失礼ながら執行部のしりをたたかないといろんな問題はなかなか解決しそうにないでしょう。そういう意味でこういういろんな問題を抱えている中で議会の意見も聞くべきでないかと思ってお伺いしているわけですが、どうですか。

○ **村長（新城繁正君）** 現行の森林法では聞くとか聞かないとかいうものはうたわれてないということですが、これは我々が一番頭を痛めている問題でして、これを適正に公平に処理をして村づくりに努力していこうという基本的な線はずっと持ち続けているわけです。ここではそういうことが特約として入ってないんですが、その他村有林野の整備計画とか有効利用にしたいという場合、行政が条例がないからやらないという独走するという考えは持っておりません。ですから議案としてでないにしてもこういう大事なものにつきましては議会に対してもご意見を拝聴するという立場でやっていくという考えです。この中味については

私も説明聞いておりませんのでその本音がどこにあるか分かりませんが、これは別に議会の皆さんの考えを考えないということではなくて、現行法令に基づいてこれは整備していくということです。

○ 3番（松島重克君） 議会の意見を聞こうという気持ちはおありのようですが、条例ではうたわれておらないということですね。条例というのは行政を進めていく上で明確に誰が見ても分かるような条例でなくてはいかんわけです。ここには書かれてないんだが気持ちはあると村長は解釈しておっても将来見る人が見ればこういうことは表われてないんだと、議会の意見を聞く必要もないんだということも十分あるわけです。そういう疑問も生じない、いろいろ解釈にくい違いが生じないために条例や規則というものは正確に制定されなければいかんわけです。と私は思うわけです。

次に、23条中「得なければならぬ。」の次に「ただし、前条第1号の規定による場合は、その限りでない。」を加えるとなっておりますね。従来は議会の議決を得なければならぬということでした。ところが改正案ではその限りではないとなっておりますね。これはどういうことか説明願います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） その限りではないとつけ加えた中には公共事業の中に特に林業関係とか砂防関係の事業を県等が行う場合に小さな道路とかが多々出てきます。そういう場合もございまして公共的な問題につきましては長の権限の中でできないものかということで、その限りでないというものを入れたわけです。

○ 3番（松島重克君） 公共用に供する小規模の誰が見ても必要だというものであればそういうことも該当するかも分からないんですが、これからしますと公共用に関してはどんなものも該当するということになるでしょう。事業規模とかで多少ランクづけをするということであればいいんですが公共用であれば総てということになってしまいますと、相当大きなものでも該当してしまうと、これは首をかしげざるを得ない。これは一考すべき点だと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 勉強不足を暴露した形になって申し訳ないと思います。これだけの林野を管理していく上で規程がないので執行部が独走していくのではないかというご懸念があられるようですが、そういうことはないと思います。又、確かにこれは条例で規定されないと義務がないわけですからややもすると独走するとういことも全くないとも言えないと思いますが、今回ご提案申し上げておりますのはそういうようなことを我々が別に意識してやっているわけではございません。村の実情から見まして議会や村民の意見を拝聴するような大規模なものは今のところ想定しておりませんので、又、そういう必要が出てくるということがあれば、この条例だってそのままという訳にはまいりません。おっしゃるように相

当根幹的なものを変えなければ今後の運用は十分でないと思いますが、今回の場合はこういう状況で条例改正をお願いいたしまして、今のようなご意見は十分チェックしまして、そういうようなもれがないような整備ができれば努力してご提案申し上げたいと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 3番（松島重克君） 24条についてお伺いいたします。

5年を20年に改められるわけですが、当初もらった議案は30年以内とあったわけですが、その辺が当局の一貫とした考えがなかったような気がします。やはり条例を提案してくるからにはもっとしっかりした方針でやらなければおかしいですよ。審議する我々も困るわけです。従来5年であったわけですね。そしてこれは更新も可能であるわけですね。

これはどの辺に根拠があるのかお聞きします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 今回の24条の改正につきましては5か年というのは農業をしていく上での更新時期と言いますか周期でなかったかと思います。それで今回の貸付けの対象がどうしても長期的な期間が必要になってくると思います。それで民法604条の賃貸契約の期間20年を限度として設定したわけです。

○ 3番（松島重克君） それで20年に改められたわけですが、この20年というのは地上権の設定ということもからんで考えておられるわけですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 地上権の設定を考慮に入れた期間となります。

○ 3番（松島重克君） そうしますと29条は十分含んだ上での考慮であるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そのとおりでございます。

○ 3番（松島重克君） 私は執行部がこの29条との関連を十分検討された上でというようには感じておらないわけです。

29条の適用は5年ということを前提にやっているわけですね。ところがこの29条はそのままでしょう。そういうところから私はそこまでの検討はどうもなかったような感じがします。執行の段階で十分こなせる確信をお持ちですか。

○ 村長（新城繁正君） この改正案でも十分であるとは必ずしも思っておりませんが、少しでも林野条例の運用が正常化するようにと考えてやっているわけですので、特に29条は大事なことです。今後ともこれについては検討しながら必要におきましては議会の審議もお願いしたいと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 3番（松島重克君） 39条罰則規定についてお伺いします。

改正案では上位法に委ねるということのようですが、十分やっていけるお考えですか。

○ 助役（古我知 清君） 森林法で言うところの相当罰則規定が厳しいわけですが林野条例が森林法とのつながりで徐々に改正していくという判断もございまして森林法の規定によると改正しているわけですが、厳しい条件ではございますがそのような対応をしていきたいと考えています。

○ 3番（松島重克君） ご承知のように現在村有地にかかわるいくつかの問題をかかえておられるわけですね。条例におきまして罰則規定があるということはより近いところに対応する方法があるということです。ところがそれが十分発揮されておられない。だから問題が沢山出ているわけです。今後上位法に任すということになりますと従来のそういう手続きがより難しくなるのではないですか。村がそういうように考えてもそうはいかない。罰を科すのは別の機関である。現在であればこういう条例に抵触する行為のあった場合には条例に照して対応するということなんですね。当局に考えがあり方針が固っておればスパット適用可能であるわけです。しかし、それがどうもうまくいっておられないようです。ところが上位法に委ねるということになりますとそうはいかないでしょう。

上位法に委ねた場合にそういう行為のあった人が出た場合或いはあった場合はどういう手続きでどういう方法になっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時21分）

再 開（午後4時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

本日の日程全部議了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程全部議了するまで会議時間を延長することに決めました。

答弁を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 条例改正して告示をしてすぐそのままやるということではなくて、長い間の慣行というのがありますので、改正された場合の罰則は森林法の規定によると書いてありますのでこの規定はどのようなものかについては住民に、特に関係者に趣旨を説明して理解をいただくのが大事なことだと思いますので周知を徹底して、そして先程来問題が出ています背景には条例や法令が分からずに行為を起こすという事例もあったわけです。その辺を行政がヤマをかけてひっかかったものを全部やるというようなことは行政として配慮が足

らないということもありますので、事件が発生した時にはその内容を十分確認しましてその経過や原因を考慮しながら長としては法に基づく手続きをとるという方法にいかなければ、村民の林野でありますので、条例や法が罰則を優先するという考え方でなくして、やむを得ず罰則をするということでもありますのでこれについては十分検討して又、42条で何か処置ができるように検討して、これは上級機関との調整も図りながらやっていかなければいかんと思います。

○ 3番（松島重克君） わりあい時間をかけて検討されたようですが、私の聞いていることと大分ずれておるんですね。

現在検討中というお話がありましたが、現在検討中なのは議会なんですよ。執行部は検討されて議会に提案されているわけですから現在検討中では困るんです。当局の考え方或いは姿勢はこの条例案に表われているのが当局の固った考えであるというように受け取るのが適当だと思います。

それと今の答弁の中でますます分からなくなっているのは、この条例案を見ますと公布の日から施行するとなっているんですよ。執行部がお作りになった条例案ですよ。いろいろ慣例とかおっしゃっておられるんですが、その辺は我々の判断を誤らせるわけです。公布の日から施行するわけですので罰則については上位法である森林法に基づいて罪を犯した人は罰せられると、もう罰則については当局の手を離れるんですね。いくら長が親心を出してそういう人を出さないようにと言ったところでこの条例が施行されますと処罰については上位法がやるわけですよ。法律というのは知っている人知らない人の区別はいたしません。私はこの法律は知らなかったから許して下さいと言ってもこれは通らないわけです。

又、知っていたから余計に罰を加えるということもあり得ないわけですね。だから知る知らないにかかわらずこの条例が可決されて公布されたらその日から施行しますので、村有地に対して不正をした人に対しては森林法の規定で罰則されるというのがこの条例案の中に盛り込まれている当局のお考えなんですよ。当局の考えがこの条例案に表われているんですから今さら先程の答弁をなされるとどれがどれだか分からなくなりますよ。その辺はしっかり答弁をしていただかなければ困ります。まだまだ私は答弁の中で感じるのはどの辺まで検討されて勉強されたのかと思いますよ。我々みたいな一夜づけの勉強をした者でもどうなるかと考えるわけですが、何時も言うておりますように執行部は我々に分かるように十分に説明して我々の判断材料を与えていただかなければいかんわけです。今の答弁は私が質疑したものと大分ずれているわけです。私が質疑いたしましたのは39条、40条、41条、現行の条項に該当する人が出た場合に当局はどういうように森林法に適用させてやるのかということです。具体的にお聞きしているんですよ。従来はそういう人が出たら条例に照して3,158円の過料を

科したでしょう。今度はそうは行かないわけです。もっていくところにはいかなければいかんわけです。だからこれは具体的にどうされるのかということですよ。果たしてこれが十分そういう形にもっていけるかという感じを持っているから聞いているんですよ。どうですか。

答弁がありませんので、時間の関係がありますので終わります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第72号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 5番（知念亀次郎君） 先ず最初をお願いしておきたいことがございます。

会期も今日1日限りとなっておりますので執行部の簡明なる即答をお願いしたい。又、我々もその線に添って質疑をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。では、現行条例の5条によりますと現に村有林野を借地して開墾している土地は払い下げに当たり借地人を優先するものとするとなっておりますが現に借地して開墾している人があるとなれば戸数と面積はいくらぐらいなのか。そしてこの条例は公布の日から施行するとなっておりますが、そういう人が現にいるとなればその救済措置としてどのようにされるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 復帰前からの貸地のことだと思いますが、十分把握できておりませんで、よろしく願いいたします。

林野につきましてはご存知のとおり北部森林組合があるわけですが、農地については復帰後はありません。

○ 4番（山川正行君） この5条が削除されることにつきまして、先程の答弁の中で借地がないということですが、どういうことですか。復帰以前からのものはどうなっているんですか。当局の借地とはどういう見解に立っているんですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 借地がないというのは復帰後のことです。

○ 4番（山川正行君） 復帰前から続いたものはあるわけですね。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 一部に復帰前の貸地の問題はあります。

○ 4番（山川正行君） 復帰前に貸地したものは復帰後は貸地料がとれないということで村に納めてはないんですが、これを継続して貸地とみなしているんです。そして払い下げに当たってはこの人々を優先すると、この5条はそのためにあるんですよ。これが削除された場合にこの人々はどうなりますか。

○ 村長（新城繁正君） 条例は削除しますがこれの趣旨が生されるようにしていきたいと考えているわけです。

○ 4番（山川正行君） この改正案が議決されますと直ちに公布されると思います。そう

しますとこの5条は当然なくなりますね。そうしますと何処で救済しますか。

○ 村長（新城繁正君） 5条の削除については農地法との関係があつてのこととして、その辺については行政の長の裁量で経過については十分留意して5条が生じるように処理したいと考えております。

○ 4番（山川正行君） この条例が改正されると実際にそういう措置ができますか。時間の都合で終わりたいんですが、この条例の施行に当たっては村民に不利益を与えてはならないようにご配慮していただきたいと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 5条が十分生きるように長としては措置していきたいと思つています。

○ 3番（松島重克君） 只今の5条なんですが、考慮するという答弁であつたわけですが条例とは何かということなんです。

いくらお考えになつておられるか分かりませんが明文化しなければ適用できなくなる場合があります。

当局もよくおっしゃるでしょう。法律とか条例がここにありませんので、これが法律とか条例とかの性質ですよ。だから当局にそういう考えがあるなら表現を変えて明文化すべきではないですか。現在の案では当局にそういう考えはないとしか受け取れない。いかがですか。

議長、答弁がありませんので私の質疑は終わります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第73号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（松島重克君） この議案の中に第27号議案をもって議決された大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外にかかわる議決内容の一部を別紙のとおり変更するとなっておりますが、これについて非常に疑問を感じています。

ここにうたわれております議案第27号、これに関して出された議案第58号、そして現在出されております議案第73号、これらの推移について当局はどう考えておられるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 27号議案は議決していただいているいろいろ問題があるわけですが、我々としては27号議案は有効であるという考えですが、その中の一部に誤りがあつたということです。それで訂正をお願いしようと提案したわけですが議会としては認められないということで処理していただいたわけですが。それで我々としては除外しなければいかんという基

本的な考えを持っているものですから、27号の議決は有効であるという考えの下に73号議案は内容が一部変わってはいますが提案した次第です。

○ **3番（松島重克君）** 今回出されている議案が27号議案と関連して出されているということですね。そして一部誤りがあるので変更というようになっていますが、これについては当局も勉強なさっておられると思うんですね。

多分、地方課あたりに照会をして検討なさった上で27号議案なり或いは58号議案なり今回の73号議案を出してこられたと思うんです。議会においても議長会とか地方課に行って勉強なされた方々もおられるようです。これは結構なことでありませう。

ただ、27号議案でどれだけの議決の効果があつたかということなんです。そしてよくこういふ話を聞くわけですね。27号議案の議決は有効だ。そして58号議案においては27号の誤りのあつた部分だけを訂正したらこと足りると、ところが当局はどうだったですか。27号議案の誤りのところを正すために議案を出してこられましたか。どうですか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 27号をベースにして58号で一部訂正していくという議案でございます。それで議案の中に議決の一部変更というようにうたっております、私共としては皆さんが27号と58号が対比し易いような方法ということで、変わった所も変わってない所も含んだ提案になっています。

○ **3番（松島重克君）** 担当課長、今の答弁は大変なことだよ。議会に対する議案の出し方も分からないということだよ。今の答弁なら例規審議会、これを議会に出す担当課、その上にある上司全部めくら判を押しているということになるよ。27号議案が3月議会で可決されましたね。ところが6月定例会になって議案に誤りがあると、瑕疵ある議案であると、だから議決そのものも瑕疵ある議決であると、まあ、有効と言う旨もあるようですがね。有効であるならば執行できるかどうかということなんです。確かに一部は正しいものがあつたかも分からない。執行できないということは果たして有効と言えるかどうか。先ず常識的な判断からすると有効とは言い切れないのではないかと。

一部は生きていても全体が生きてこなければどうにもならんでしょう。そこで6月議会に瑕疵ある議案瑕疵ある議決ということが出て一応これは効力がなくなったわけですよ。そこであなた方はそれでは困るということで58号議案を出されてきたわけですね。その時にあなた方が出された議案はどうだったか。27号議案の誤りについて正すということだったと思います。ところが議案の内容はどうだったかということですね。誤つたものも正しかつたものも全部出したでしょう。そして否決になった。全部出したものは否決になったら全部効力がなくなったということですね。議決の対象はあの別紙なんですよ。

除外すると別紙に書かれたものが議決の対象であるわけですね。27号議案はあの58号議案で

効力がなくなっただと見ているわけです。誤りのものだけを出してきたらなるほどそういう考えで議案の出し方もそうかなあという考えもあるんだが、今さら比較し易いために出しましたと、そんなことを言ったら大笑いですよ。議案の出し方も分からないのか。あなた方あの58号議案についてどう考えておられるのかお伺いしたい。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後6時29分）

再 開（午後6時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 3番（松島重克君） 先程の質疑に対しましては検討に時間を要されるようでありますので、ご答弁をいただかなくて結構であります。しかし、一言申し上げておきたいのは議案を提案するからにはそれなりの検討を十分なされる必要があるかと思えます。それから地方課なりからの見解をお聞きになるのも結構ですが、独自の見解もお持ちになる必要があるかと思えますよ。

次に、この議案に27号議案の一部を訂正ということではありますが、既議決の合計面積が172.60ha、それから変更が169.43haとなっておりますね。これから見ますと27号議案の有効面積はいくらですか。

議長、答弁がないので質疑を終わります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第74号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第74号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号から議案第74号までは委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後7時03分）

再 開（午後7時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第70号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号昭和62年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案の原案のとおり可決されました。

3番、4番、10番、8番、7番退場。（午後7時24分）

これより議案第71号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 大宜味村林野条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案の原案のとおり可決されました。

これより議案第72号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 大宜味村有林野払下げ条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案の原案のとおり可決されました。

これより議案第73号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 大宜味村村有林野払下げ設定地域の除外についての議決内容の一部変更について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

これより議案第74号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号 村有林野の貸付について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の拳手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

これにて昭和62年第10回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後7時26分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (11番) 照 屋 保

署名議員 (12番) 金 城 隆 好